

国立ソウル大学校 設立考

馬 越 徹*

はじめに

- I 米軍統治下の朝鮮における高等教育の再編
- II 国立ソウル大学校設立前史
- III 国立ソウル大学校設立法
- IV 「国大案」紛争の経緯

おわりに

はじめに

国立ソウル大学校は名実ともに韓国を代表する大学の一つであり、設立以来常に韓国高等教育界の中心であり続けて今日にいたっている。今や1968年を第一年度とする「ソウル大学校総合化10か年計画」も終盤にさしかかり、1974年末にはソウル郊外冠岳山麓の新キャンパスに移転を開始しており、大きく変貌を遂げようとしている¹⁾。

この国立ソウル大学校は、いうまでもなく日本の植民地統治下に設立された京城帝国大学を母体として解放(1945年)後の米軍統治下の朝鮮において国立大学として設立されたものである。1974年に刊行された京城帝大創立50周年記念誌『紺碧遙かに』によると、解放直後の1945年8月17日「京城帝国大学の表札から帝国の二字が抹消される²⁾」とある。この「帝国」が抹消され「京城大学」となった元・京城帝国大学は、解放後様々の曲折を経て「国立ソウル大学校」へと再編されていくことになるのであるが、小論で考察の対象としようとするのは、まさにこの日本の植民地統治下から解放された米軍統治下の朝鮮(いわゆる南朝鮮)における苦難に満ちた大学設立の過程についてである。

特にここで国立ソウル大学校の設立をとりあげる理由はまず第一に、米軍統治下の三年間がその後の韓国の教育を考える上で、きわめて重要な時期であるという点である。この三年間はまさに「民主教育の基礎工事」の時期であり、

高等教育の基本構造がすべて出揃った時期でもある。第二に、なかでも国立ソウル大学校の設立は韓国高等教育の「原型」として、その後における高等教育発展のモデルとなったといえるからである。第三には、日本型大学(京城帝国大学)を母体とするこの大学が、アメリカ型大学の導入に対し、いかなる反応をみせつつ設立されたかについても検討を加えたい。

ただ、この米軍統治下の三年間は、事柄の重要性にもかかわらず、資料的制約が少なくないため現代韓国の教育研究において未開拓の領域となっている。特に高等教育分野における先行研究は皆無に等しく、国立ソウル大学校の設立過程についてもこれまで不明の点が多かった。幸い最近、韓国国史編纂委員会より、米軍統治下の日録『資料・大韓民国史』(1945.8.15—1948.8.14)計7巻が刊行され、新しい事実も明らかになったので、小論では当時の断片的記録から国立ソウル大学校の設立の過程を再構成し、若干の問題点を指摘してみたい。もとより木目細い本格的分析とはいえないが、それにとりたる予備的考察としての意味は有するであろう。

I 米軍統治下の朝鮮における高等教育の再編

1. 一般的動向

大韓民国の成立(1948年8月15日)に先立つ米軍統治下の三年間(1945年~1948年)は、日本による植民地教育の負の遺産を払拭し、新しい教育体系を形成するいわば「民主教育の基礎工事」の時期であり、高等教育の分野においてもこの時期は、その後の発展の基礎となる諸制度が確立されたという意味できわめて重要である。そこでまず最初に、米軍統治下における高等教育再編の一般的動向からみていくことにしたい。

*大学教育研究センター専任研究員

解放直後の9月8日、ホッジ (John R. Hodge) 中將の率いる米軍は仁川に上陸し、9月11日には軍政長官にアーノルド (A. B. Arnold) 少將を任命し、軍政のスタートをきった。当日の記者会見でも言及しているとおり「朝鮮人のための教育機関を一日も早く開校する」ことが彼らに課された教育上の最大の課題であった。9月下旬軍政庁教育担当官ラッカード (E. L. Lockard) は、朝鮮人教育関係者7人からなる「教育委員会」を結成した。この委員会はやがて11月に「教育審議会」に改組され9個の専門分科委員会が誕生し、分科委員会の中に高等教育分科委員会も設けられた。審議会は翌1946年3月7日には最終報告(建議)を行い、その実施を学務局にゆだねたのであった。それによれば、学校制度の基本構造を6—6(3+3)—4制とし、9月の新学期からこれを実施に移すこととした。高等教育制度は一般大学が修業年限4年、医科大学が6年(前期2年間を予科とする)、それに医科大学を除く一般大学に2年以上の大学院課程を置くことが決定されたのである。また従来の三学期制を廃止し二学期制(第一学期・9月～2月、第二学期³⁾・3月～8月)を採用することになった。

このように教育制度の大綱の決定に伴ない3月29日学務局は文教部に昇格(軍政法令第64号)し、行政機構の面でも基礎が固まり学校再開の業務はいよいよ本格化していくことになった。文教部は1946年4月26日、同年9月の新学期に備え、入学試験(新入生募集要綱)に関する基本方針を「現行高等教育制度に対する臨時措置要項⁴⁾」の形で発表した。この内容は、現行の専門学校が新制度下において大学に昇格することに伴い、その卒業生および在学生の新制大学への編入(試験を含む)方法および選抜の具体的方法を規定したものであった。

さらに文教部は6月8日に再び「高等教育制度に関する臨時措置⁵⁾」を発表し、来るべき新教育制度下における高等教育再編成に関する基本方針の詳細を発表した。それを要約するとまず第一には、官立専門学校は新制度の大学に昇格しその他の専門学校は大学の専門部として改編する(専門部の新入生募集は1946年度に限る)。

第二に、官立医学専門学校は新制度の医科大学に昇格する。第三に、京城大学は現行のとおりとするが、予科の新入生募集は1946年度を最後とする。第四に、私立各種専門学校の新制度下における大学昇格は国立の場合に準ずる。「臨時措置」においては上記四点を基本に学生募集、入学編入の細則を決定したのであった。

以上のように日本統治下における官立専門学校はそれぞれ大学に昇格するという方針により高等教育の再編成は進められてきた。ところが同年(1946年)7月、後に考察するように、文教部は京城大学とソウル近郊の官立専門学校のすべてを一校に統合して国立ソウル大学校を設立すると発表するに及び状況は一変することになる。

2. 大学設置認可の状況

国立ソウル大学校設立の検討に入る前に、米軍統治下における高等教育機関の設置認可状況について簡単にみておきたい。軍政庁学務局およびそれが改組された文教部は共に、高等教育機関の設置認可に特に制限を設けなかった。官立高等教育機関については、後にみるように、設置者でありかつ認可者である国が統合再編を進めていった。一方、私立高等教育機関の設立も盛んに進められ、解放と同時に全国各地に大学設立期成会が設立され、文教部へは設立認可の申請が利到した。文教当局も「解放」による国民の教育熱の爆発と民族感情を考慮し、大学の設置認可には寛大な態度でのぞんだ。日本統治時代から「民族の学校」として朝鮮近代教育を支えてきた延禧専門学校、普成専門学校、梨花女子専門学校等の私立専門学校は、1946年8月16日いち早く延禧大学校、高麗大学校、梨花女子大学校に昇格が認められた。これら有名私学以外にも数多くの私立大学がまさに雨後の竹の子のごとく設立されたが、これらは当時の文教部長・俞億兼の言にみられるように、有志が浄財を拠出して、自らの手で自らの教育機関を設立しようとしているのを抑制することはできないという文教当局者の判断⁶⁾に基づいて設立が認可されたものであった。

このような大学設立への民族的感情の高まり

は、日本統治時代、高等教育が他の教育段階に比して最も閉ざされていた領域であったことからもうなずけることであった。しかし無制限な高等教育機関設立には自ら限度があったのはいうまでもない。文教部は1946年12月3日、「高等教育計画の基本方針」を発表し、大学設立に際して適用される 1) 大学教授等級標準、2) 大学の名称、3) 設立基本経費、についてかなり詳細に規定した。この基本方針は大学の質の維持について規定し、無制限な大学設立に歯止めをかけると同時に、解放後の高等教育体系の基本事項を明示したものとして重要であった。

すなわち第一に、大学教員を教授、副教授、助教授、専任講師の四つのカテゴリーに分け、それぞれの資格基準として要求される教育経歴と経験年数を定めた。

第二に、大学の種類（名称）については次の四種に分類した。

1. 大学校（三個以上の分科大学を総合する）
2. 大学（人文学あるいは自然科学を単位とする単科大学）
3. 大学館（昼夜間を問わず入学資格は高等中学卒業程度とし修業年限2年の高等教育機関とするが、上記1.2.の大学としては認できない機関）
4. 学館（昼夜間を問わず入学資格は高等中学卒業程度とし、修業年限1年または1年未満の高等学術講習機関とする）

ここでは、学位を授与できる大学を総合大学と単科大学の二つとし、前者を「大学校」(university)、後者を「大学」(college) とし呼称し、学位の授与ができない機関としての大学館（もしくは学館）も高等教育機関として位置づけた。なお日本統治時代に存在した専門部・予科の制度は新制度への移行措置としてのみ認め、近い将来廃止されることとされた。

第三に、私立大学の設立は、日本統治時代の制度を引継いで一定の基本財産をもつものによって行われることになっていたが、計画案によれば、既設機関は5,000万円、新設機関は10,200万円の基本資金を必要とするとされた。なお大学の種類別の年間必要資金についてもその基準が定められた。文教部はこのような基準を設け

たのであるが、当時人々が所有していた民族資本は土地以外になかった。したがって大学設立の基本財産は土地に頼るしか方法がなかったといえる。しかも土地改革により私有地を国有地に返還しなければならなくなるかもしれないという状況は、土地所有者をして大学設立へかりたてた。解放後の私学の多くはこのようにして設立されたといわれている。

1947年11月30日の時点で設置認可された大学（校）を示すと次のとおりであった。

第1表 文教部認可の大学および学生数
(1947年11月30日)

学 校 名	設 置 者	学 生 数
国立ソウル大学校	国 立	7,206
延 禧 大 学 校	私 立	1,021
高 麗 大 学 校	"	1,076
梨花女子大学校	"	1,270
東 国 大 学 校	"	1,654
成 均 館 大 学 校	"	868
セブランス医科大学	"	468
中央女子大学	"	319
ソウルカトリック大学	"	87
国 学 大 学	"	936
檀 国 大 学	"	—
清州商科大学	"	103
大邱医科大学	道(公)立	287
大邱農科大学	国 立	256
大邱師範大学	"	480
大邱文理科大学	私 立	335
釜山水産大学	国 立	305
光州医科大学	道(公)立	360
裡里農科大学	"	—
春川農科大学	"	120
計		17,151

出典：South Korea Interim Government Activities, United States Army Forces in Korea, No.26, November 1947, p.226. (国史編纂委員会『資料・大韓民国史』第5巻, 937頁参照)

II 国立ソウル大学校設立前史

1. 京城大学医学部と京城医学専門学校の合併問題

以上のような解放後の高等教育再編政策を前提に本題に入ることとしたい。ところで、小論の対象とする国立ソウル大学校の母体の一つである京城帝国大学は1924年5月予科を開設し、1926年に法文学部と医学部、1941年に理工学部を増設し、日本統治下の朝鮮における唯一の大学として教育研究活動を続けてきた。まずは解放を迎えた京城帝国大学についてみてみよう。

冒頭にも述べたとおり解放直後の8月17日には「京城帝国大学」の表札から「帝国」の二字が抹殺されるのであるが、それは解放の歓喜に酔う朝鮮人の間に自然発生的に生じた行動であり、京城帝国大学が軍政庁法令第15号によって正式に「京城大学」と名称変更が行なわれるのは1945年10月16日である。名称の変更とともに各学部長（医学部長、法文学部長、理工学部長、予科科長）に朝鮮人が任命され、これを契機に日本人教授・助教授の免職・解任手続が進められ、11月9日には軍政庁学務局長の談話として理工学部の新教授陣容を発表すると同時に「将来、理学部と工学部を各々独立させ拡充する予定である」と学部新設の将来計画が発表されている¹⁰⁾。しかしすでにみたように1946年4月26日に文教部から発表された「現行高等教育制度に対する臨時措置要項」においても、2か月後の6月8日に発表された「高等教育に関する臨時措置」においても、大学の将来構想については現行京城大学への入学・編入の技術的問題に終止しており、学部の新設を含む大学の再編問題には何ら言及されていなかった。

ところが1946年4月下旬ころから、文教部は京城大学医学部と京城医学専門学校を合併する計画をもっているとの風説があつたと断たず物議をかもしていた。当時の軍政長官ローチは4月30日の記者会見で合併問題に触れ、「現在米陸軍中尉一名と朝鮮人医師二名で組織された委員会が、両校施設を調査中である」と、合併を裏付けるかのごとき発言をしたのであった¹¹⁾。ところが合併のうわさの絶えない6月18日同じくロ

ーチは記者会見において、「これまで自分の知る限り合併の計画は聞いていない¹²⁾」と合併説を強く否定した。にもかかわらず風説は根強くあったものと思われる。6月20日、京城大学医学部学生は合併には最後まで反対するとの声明を発表し、合併反対陳情書を文教部宛に提出している。この陳情書に対し文教部は7月5日にいたり文教部長ピットンガーのメッセージを京城大学医学部学生一同に寄せ、これまでの態度を一変して「合併」を推進すると次のような回答をしてきたのである。

「……現在、京医専はその設備に比して学徒数が多い。しかし京城大学（医学部）の設備は学生数に比し病院・学校に余裕があると信ずる。故に学校を合同すれば分離した状態より優秀な医師を多数養成できる。……両校の施設は朝鮮のものであり、いかなる団体や教授団や学生のものでもないことは今更申すまでもない。われわれは朝鮮の利益のために小集団の利益を無視することを躊躇しない。……」¹⁴⁾

ここで文教当局は、研究教育面で格差のある二つの機関を合併することにより「優秀な医師を多数養成できる」とし、さらに合併は、ある団体や教授団や学生の利益を守るためではなく「朝鮮の利益」のために行うことも明らかにして、既得権益擁護論に釘をさしたのであった。また、ソウルという一都市に二校の医科大学を維持することは財政的に困難であるから合併するのではないのかとの疑問に対し、同回答は「財政問題に関してはこれまで言及したことはない。この問題があつたとしても微弱な理由にすぎない。」とした。さらにこの合併事業は来るべき1946年9月の新学期から三年計画で開始し、計画完了までに京医専の水準を大学並みに引上げることをその努力目標として明らかにしたのであった。

これに対し京城大学医学部学生は声明を発表し合併案の撤回を迫り、一方の当事者である京城医学専門学校の教職員も7月10日次のような合併反対声明書を発表した。

「……およそわが学園は光武3年（1899年）わが国が日本の侵略を受ける前から国立医学校として創立され、その間、質量ともにわが民族

の保健に貢献してきただけでなく、現在の教授陣容をみても、また教職員の向学熱と相互和合の空気をみても、わが学校が最も優秀な学園であると自負するところであり、われわれは京城医専の発展に対し権利と義務を感じずるものである。……歴史の古いわが学園の消滅を意味する合同説を認定する意思は上は教授陣から下は学生まで、秋毫もない。¹⁵⁾

ここには京城大学医学部より古い歴史をもつ母校（京城医学専門学校）の消滅を是が非でも食い止めようという「母校堅持」論が強く打出されている。したがって文教部声明にみられる京城医専の施設設備の不備、両校水準の格差に対しては、「解放朝鮮の火急の要求」としてこれらを向上させるための措置を文教当局に要求したにとどまっている。

この合併問題について言論界を代表す東亜日報は、7月13日付の長文の社説で京城医専存続説を展開している。

「(1)……解放後の朝鮮教育が实用方面に重点を置かねばならない時に、……文教部の方針によりこれが漸次縮少される傾向にあるのは実に遺憾な現象である。……(2)……両校をそのまま存続させその伝統と特色を一層發揮させるような保健衛生機関と医療施設の絶対拡充を計らねばならない朝鮮の現状において、どれほど裨益するところが多いことであろうか。したがってわが財政が許す限り、医学系統の学校の増設を要望するものであり、一校たりといえど整理することには賛意を表することができない。……(3)……文教部が合併に固執する根本理由は財政問題にあるのではなからうか。……貧弱な朝鮮財政が文教部の新教育建設に対し、あらゆる構想と設計に少くない蹉跌を生ぜしめていることをわれわれは理解する。……しかし当面の責任からだけ逃れようとする文教部の無誠意は意味なき非難をあげることになるであろう。……」¹⁶⁾

ここでは解放朝鮮における「实用」の教育（医学教育を含む）重視の立場から、一校たりといえど廃校につながる合併論に反対し、学校の財政問題から出てきた効率（能率）主義の合併論を批判した。以上のように文教部の合併案に対しては、学校側（特に京医専）も言論界も、反対

の論拠に若干の相違はみられたが、いずれも批判的だったといえる。

2. 総合大学校案

このように合併問題をめぐり反対運動が再燃した矢先の1946年7月14日、事態は急変することとなった。すなわち文教部はこの日、京城大学と道内の官立専門学校9校と私立歯科医専を一括統合して「総合大学校」を設立し9月の新学期から発足させるとの重大発表をしたのであった。文教部は京城大学医学部と京城医学専門学校の合併を肯定する見解を公表しながら、一方においては医学系大学の再編にとどまらない大改革案を極秘のうちに練っていたのであった。

文教部は7月14日「……日政時代からの遺物である既存高等教育機関をそのままの形で存続させねばならないいかなる義務感もないと考える。既存の高等教育機関は、日政時代に日本がわが国を隷属化しようとする植民地政策の残滓であり、わが民族のための教育機関ではなかった。われわれは必ずやわれわれが理想とする新生国家に適合した高等教育機関を建設しなければならない。¹⁷⁾」と、民族感情にうったえる声明を発表し、続いて「既存機関には、無用の重複と競争があり、国家財政を濫費すること甚しく、さらには小規模の独立機関がそれぞれ小王国を形成し群雄割拠しており、相互の間にかなる連絡も協調もない¹⁸⁾」ことを、総合大学校設立の理由として挙げたのである。かくして、「ソウルとその近郊の官立専門学校を全部廃止し、新しい理念と構想の下に、わが国家の全学界を代表する巨大な総合大学を新設する¹⁹⁾」との意気込みをみせたのであった。そして新しく設立される高等教育機関の名称は「国立ソウル大学校」とし、次の9個の単科大学・1大学院から構成されるとしたのである。

〔構成〕文 理 科 大 学
 法 科 大 学
 師 範 大 学
 商 科 大 学
 工 科 大 学
 医 科 大 学

歯科大学

農科大学

芸術大学

.....
大 学 院

さらに文教部は補足説明を行ない、総合大学校設立の利点のいくつかについて次のように述べている。²⁰⁾

1. 各学校の既存の建物・設備を最大限に活用できる。
2. 数少ない教授および専門技術者を最大限に活用できる。
3. 国家財政上合理的である。
4. 学生は単科大学においてよりも多彩かつ広潤な文化的恵沢を受けることができる。
5. 大学院を有し学者養成に適する。

ここには総合大学としての新しい理念の追及もみられるが(たとえば上記説明の4.5.)解放直後の施設設備不足、教授陣不足、財政不足等の厳しい現実(たとえば上記説明の1.~3.)の前に、やむを得ず総合大学校という形での再編に進まざるを得なかった文教部の立場が明瞭に出ているといえよう。

このような文教部案に対しては当然のことながら反対の声があがった。まず総合大学校に統合が予定される京城工業専門学校の学生は7月21日の学生大会の決議として、まず第一に統合により被害を被るのは工専側で、質量共に統合によって利点は生まれてこない、第二に、統合により教授数が減少をきたし学生の質的低下を来たす、第三に、経費問題を云々するのは教育問題の重要性への思慮が足らぬ、第四に、大学の管理運営が行政官から構成される理事会によって行なわれることは学園の自治²¹⁾に反する、の四点を挙げ反対声明を行なった。その後、理工学部の教職員会を始めとして各専門学校の反対声明が連日発表されたが、その反対趣旨はいずれも既得権益の喪失に対する抵抗としての「母校堅持」論が主体となっていた。

一方、言論界を代表する東亜日報は医科大学の合併に対して取った立場を変え、総合大学案に対しては文教部の方針を支持する側にまわった。東亜日報は7月17日付の社説において、

「日帝時代の遺物である既存高等教育機関……を掃蕩することは何等の異論もないだけでなく、文教部の真摯な努力にいま一度その労を多としたい²²⁾」と述べ、わずかに大学運営機関としての理事会のあり方に疑問を投げかけ、若干の注文をつけるにとどまったのであった。

世論も、1)日帝の遺物から脱皮、2)真に国を代表する高等教育機関の設立、という観点から総合大学案を支持する空気が強かった。このように、言論界・一般市民は総合大学案に好意的であり、学校関係者はそれに批判的であるというコントラストの中で事態は進行して行った。²³⁾

Ⅲ 国立ソウル大学校設立法

1. 設立の目的と統合の経緯

このように、京城大学医学部と京城医学専門学校²⁴⁾の合併という高等教育機関の部分的改編を断念した文教部当局は、世論をバックに全面的改編へと方針を転換し、1946年8月22日軍政法令102号をもって総合大学としての「国立ソウル大学校設立法」を公布したのである。

法令102号は、第1条・設立目的、第2条・目的達成の方法、第3条・入学資格規定、第4条・既存法令の改廃、第5条・学校の改廃、第6条・各(単科)大学の設置、第7条・理事会の機構、第8条・総長の職務、第9条・資金の調達、第10条・施行期日、の10か条からなっているが、まずは設立目的からみていきたい。

第1条(目的)

「本令は朝鮮国民に優秀な高等教育施設を提供しそれを活用させ、朝鮮の青年をして個人としての朝鮮人自身はもとより現代社会の国民としての朝鮮人民の向上のため、この施設から発生するすべての利益と機会を適宜利用させることを目的とする」

ここでは大学の使命である研究・教育の一般的²⁵⁾目的について規定しているわけではない。新生国家における大学設立の目的について述べているのである。つまり、「国家(筆者註・大日本帝国)ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ」目的とした日本統治下における大学ではなく、「朝鮮人自身

「(個人)」はもとより「朝鮮人民」の向上のために、朝鮮国民に優れた高等教育施設を提供すべくこの大学が設立されたことを明記したのであった。したがって入学資格規定は理事会が別に定めるとしながらも、「種族・国籍・宗教・性別・家門(社会階級)または経済的地位」の如何がその必須条件とはならないことが規定された。(同法第3条) 京城帝国大学はその21年の歴史を通じ朝鮮人学生数が日本人学生数を上まわったことは一度もなかったのであり、「種族・国籍」が入学資格要件に何らの制約とならないと規定した法令102号の歴史的意義は小さ

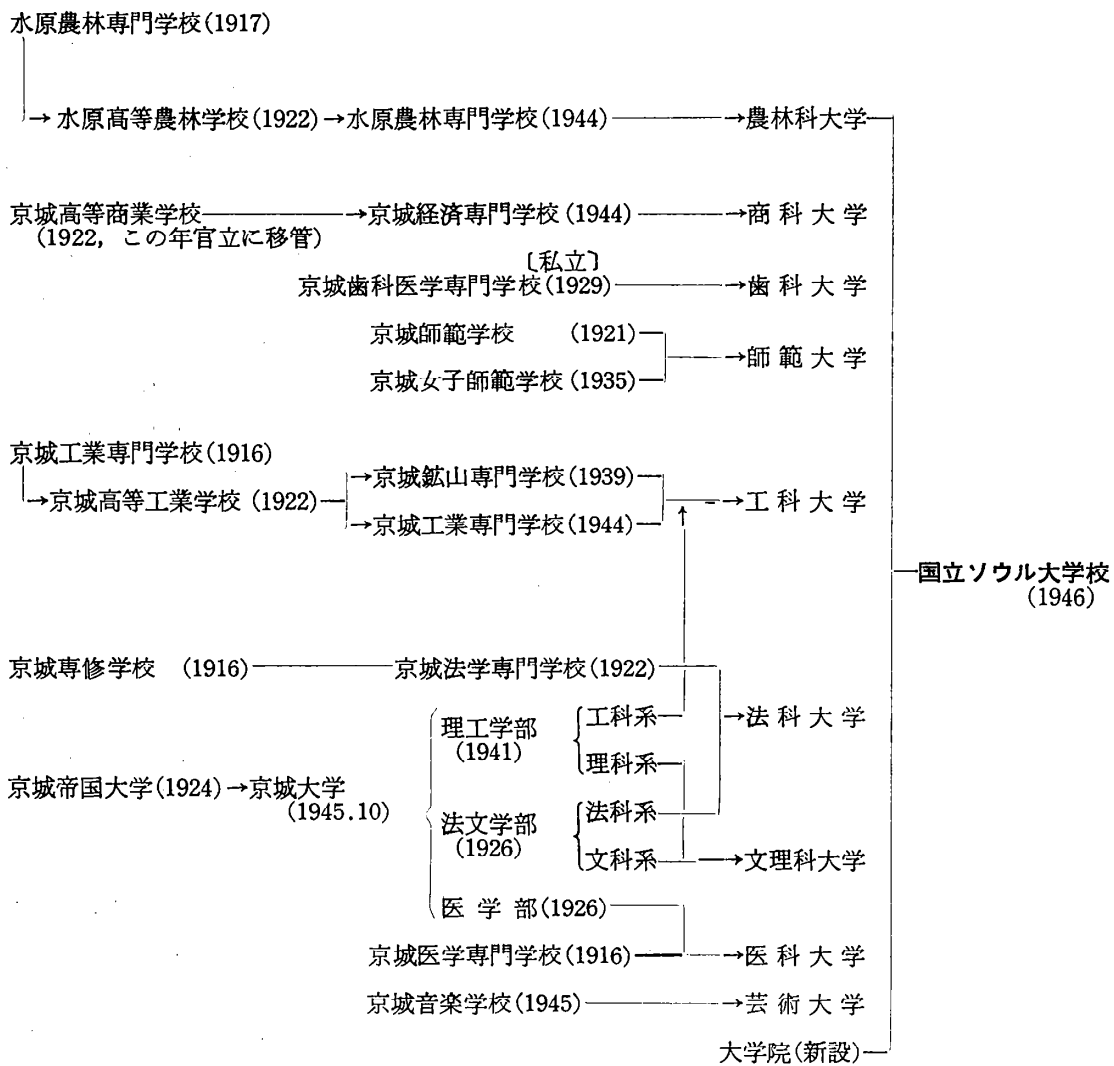
くないといえよう。さらに同3条は、理事会が朝鮮の公益上必要と認められると判断すれば、「朝鮮内に定住しない者」の入学定員を百分率(もしくは数)で規定できるとし、主として日本をはじめ海外に居住する同胞子弟や外国人に対しても、高等教育の門戸を開放する姿勢を示したのであった。以上のように国立ソウル大学校は「民族の公器」をすべての人に開放することを主目的として設立されたのであった。²⁷⁾

次に、学校の統廃合の経緯についてみてみよう。文教当局が総合大学への一括統合に方針転換したのはすでにみたように解放後の財政難の

第 2 表 国立ソウル大学校への統合過程

〔統合前の学校名〕 () 内は創立年

〔国立ソウル大学校〕



出典：『ソウル大学校20年史・1946—1966』(1966),
『明治以降教育制度発達史』(第10巻),
『近代日本教育制度史料』(第8巻)より作成。

中で最も効率的な大学の設立を模索した結果とみられる。しかし同時に法令102号においては「世界一流の高等教育機関の学術水準に匹敵する程度」(同令第3条)の大学を創設するため、ソウル市およびその近郊の官立専門学校9校のすべてと私立専門学校1校および京城大学をすべて新設の国立ソウル大学校に再編統合するとし、学術水準の向上を総合大学設立の理由に挙げている。各種専門学校と京城大学の統合経緯は第2表に示したとおりであり、日本統治時代唯一の大学であった京城帝国大学の学部構成(3学部、1予科)の規模をはるかに上まわる9大学(農林科大学, 商科大学, 歯科大学, 師範大学, 工科大学, 芸術大学, 法科大学, 文理科大学, 医学大学)および1大学院という巨大な総合大学に再編されることになった。日本統治時代には「大学」(学部)に相当と同等のステータスが認められなかった農林, 商科, 歯科, 師範, 芸術等の各分野がそれぞれ単独に「大学」を構成することになったのである。

2. 運営機構の実態—理事会の設置と総長の任務—

国立ソウル大学校設立法において最も論争的となったのは、第7条に規定された大学の管理運営機構としての「国立ソウル大学校理事会」(The Board of Regents of Seoul National University)の設置であった。

理事会は文教部長(職権), 国立ソウル大学校総長(職権), 大学校を構成する各単科大学(9校)から一名当りの民間人理事(文教部の推薦により軍政長官が任命)により構成されるようになっており、国立ソウル大学校の教授および政府職員は理事になることはできないとされた。いわゆるアメリカ型の民間人からなる「理事会」の設置であった。理事の任期は6年とされたが、最初に任命される理事総数を2年任期, 4年任期, 6年任期と三分することにより、理事会構成に弾力性をもたせている。ところがこの理事会は「軍政」が終了した後に組織されることとされ、軍政期間中は臨時的措置として「文教部長, 朝鮮人文教部長, 文教部次長, 朝鮮人文教部次長, 文教部高等教育局長, 文教部朝鮮

人高等教育局長」(第7条第1項2)の計6人(アメリカ3人, 朝鮮人3人)からなる「臨時理事会」が構成されると規定された。このような理事会方式による大学の管理運営は、学外者の参加を基本とするアメリカの州立大学方式をモデルにしていると考えられ、評議会・教授会を中心とする従来の管理運営とはまったく異質のものであった。したがって、この文教部当局者のみによって構成された臨時理事会のあり方が大学自治との関係で後に大問題に発展したことはある意味で当然のことであった。

なぜなら、次のような17項目からなる理事会の強大な「職務・任務」(第7条第2項)が臨時理事会にもそのまま適用されることになっていたからである。(第7条第1項2)

1. 国立ソウル大学校の全般的方針の樹立
2. 国立ソウル大学校各機関の位置(所在地)の決定と詳細な計画書の作成
3. 同大学校総長を有資格な朝鮮人から薦挙任命する(軍政期間中は軍政長官が任命)
4. その他の機関の同大学校への統合および大学・学部等の増設
5. 同大学校教職員の俸給規定及率を文教部長へ提議
6. 貧困学生への奨学補助金, その他学業賞, 体育賞の制定
7. 入学, 卒業, 学位に関する規定の制定
8. 学術標準・学業規定の制定
9. 同大学校を構成する各大学の運営細則の制定
10. 学生の修学する学科目・課程の制定
11. 寄附金・基本金・その他財産の受納およびその管理
12. 研究資金の各大学への配分
13. 不動産またはその他の財産の売渡・取得に関する意見の提議
14. 朝鮮国以外から入学を許可された学生あるいは招聘教授への奨学補助金制度の設定
15. 授業料その他料金の設定
16. 同大学校内に教師養成に必要な学校を設け運営監督する
17. 理事会の行事および自治に関する規則の制定

このように大学運営の中核となるすべての権限は理事会に集中していたのであり、総長は「理事会によって決定された政策を執行する」（同法第8条第1項）にすぎない存在と規定されていた。したがって各単科大学長の任命、教授会の構成、教職員の人事、学位授与等総長の職務権限に属する重要な事項（第8条）はすべて「理事会の同意を得て」、「理事会が制定した〇〇〇に準じて」の但し書きがつけ加えられていた。わずかに総長独自の権限として留保されたのは、学術賞・体育賞に関する規定の制定、学科目・課程に関する研究委員会の結成等にすぎなかった。

このような管理運営体制は大学人にとってはきわめて異質のものであったといえる。旧京城帝大における教員の重要ポストはほとんど日本人によって占められており、朝鮮人は大学自治の主体とはなっていなかったのであるが、彼らは一様に帝国大学令下における評議会・学部教授会を中核とする大学の管理運営体制になんできたといつてよい。²⁸⁾したがって、その後に関開される国立ソウル大学校設立に対する反対運動の矛先はすべてこの理事会（とりわけ臨時理事会）による大学の管理運営方式に向けられたのであった。²⁹⁾

Ⅳ 「国大案」紛争の経緯 一大学自治問題をめぐって一

以上のような国立ソウル大学校設立法が公布されると、直ちに反対運動が起った。2週間後の9月5日、京城大学理工学部教職員一同38名は声明を発表し、「……教授会の自治が否認され、教授の罷免が一方的に断行された。……われわれは新設大学校へ奉職する意志がないことを当局に伝達する」と述べ、大学（教授会）の自治を否定する国大案に反対し自ら職を辞すと発表したのであった。同様の反対声明は統合の対象となった各種専門学校の学生・教職員からもなされた。ここで注目すべきは、7月段階で総合大学案が発表された時、反対運動の論拠とみられた、1)高等教育機関の縮小、2)各学校の個性の無視、といったいわば自校の廃止による既得権益の喪失意識は背後に後退し、国大案反対

闘争の核心は大学自治問題に移ってきたといえるのであった。

いわゆる「臨時理事会」の実態がまさに官僚理事会であり、「これが運営の実権を握れば教授の任免までも行なうことになり、学園は御用学者の巢窟になる憂慮があり、ひいては学問の自由も保障されなくなる……³¹⁾」という危機感が教授陣の間に広がっていった。また法令が公布された8月22日付で初代総長にアメリカ人 Harry B. Ansted が任命されたことも、民族的感情をいたく刺激したものと考えられる。かくして大学運営を教授会中心体制に戻そうという主張が教授陣の大勢となったといえる。その間の事情を、『ソウル大学校20年史』は次のように伝えている。「日帝治下の大学の運営はその全般にわたり教授会が参画した。人事問題には絶対的権限を有しており、一般運営問題、学寮等も教授会の所管であった。……教授の心中に潜在的に生きていたのは、日帝時代の大学運営体制であった。」³²⁾ ここには、新しい制度を受容する際にみられる過去の遺産との葛藤がある。このように、大学自治問題が国大案の焦点になるにつれ、これまで学生中心であった反対闘争に教授陣が積極的に加わるようになった。

一方、文教当局は9月初旬の新入生・在学生の「登録」(日本統治時代の「入学・在学手続」に代って登場した新語)をひかえ、文教部次長の声明を発表し、「総合大学が絶対に必要なことは外国においても常識となっている。その上、現在の各専門大学は日帝的残滓と矛盾が多い機構下にあるため、われわれはこれを一掃する意味においても火急に総合大学を設立しようとするのである」³³⁾と、理事会をめぐる大学自治問題には言及せず「日帝」をもちだし、大学設立の必要をうったえたのであった。

このように大学側と文教当局は対立関係にあったが、言論界の反応は大学側に対しておおむね批判的であった。9月12日付の東亜日報社説は「総合大学案を再論する」³⁴⁾と題し、昨今の「国大案」反対運動が「反対のための反対」運動となっている傾向を指摘し、「朝鮮の高等教育機関を、教育の浄化問題を始めとして財政問題、教授問題等あらゆる角度から吟味し再建し

なければならぬことを考える者であれば、いかなる者も総合大学案に反対する理由を発見できないであろう」と総合大学案を支持している。またいわゆる「国大案」がアメリカの制度の模倣であるとの点に関しては、「反対者は……これを速断してアメリカの植民地化をはかる教育制度だという。しかしこれは杞憂にすぎない。……倭政（筆者註・日本統治下）時代の教育制度の残滓をそのまま放置するためにアメリカ方式を模倣だとして反対する真意がわからない。」と大学側を鋭く批判したのであった。

このような国大案をめぐる賛否両論うずまく中で学生の登録問題が最大の焦点となった。専門学校学生を中心とする国大案反対学生共同闘争委員会は登録拒否運動を展開したが、文教部は登録の呼びかけや登録期限の延期等を発表し事態の鎮静化に努めた。結局この登録問題は学校当局の説得と登録期間の延期等の措置により一応の解決をみ、9月18日には工科大学を除く8単科大学で開校式を挙げるに至った。文教部の発表によれば国立ソウル大学校の発足により在籍者数は発足前の（各専門学校等の定員を合計した）4,730名から8,217名に急増することになり、³⁵⁾ 大学教育の門戸は大幅に開放されたのであった。

様々な曲折を経て国立ソウル大学校は開校にこぎつけたものの、今度は授業反対闘争が展開され正常な授業が不可能となった。1946年12月には、文理科大学、法科大学、商科大学の学生が一斉に同盟休校に突入し、他大学への影響も大きかった。これに対し軍政長官は12月18日上記三校に休校令を出し、1947年2月3日の新学期までに正当な理由なく登校しない学生は退学させると強硬な態度に出たのである。これに対し1947年2月2日文理科大学学生250名は学生会拡大中央委員会を開き、次のような決議文を掲げ、その要求貫徹のためストライキを継続して断行すると声明した。³⁶⁾

- 1) 学園の自由を蹂躪する学内への警察による干渉絶対排斥。
- 2) 総長・教務処長等のアメリカ人職を有能な朝鮮人に移譲させよ。

3) 文教部長・次長・高等教育局長等文教責任者は引責辞任せよ。

4) 国大案、停学処分、長官の名義で発表された一切の侮辱的談話の取消を要求する。

これとほぼ同様の声明が、商科大学闘争委員会、法科大学学生によっても出され、さらには工科大学学生1,300名がこれに呼応して同様の学生大会声明を発表しストライキに突入した。同盟休校はソウル市内の中等学校にまで波及し、全国400校もの学校がストライキを執行するという大事件に発展していったのである。³⁷⁾

このように紛争が拡大していった背後には、大学運営のあり方をめぐる文教当局と大学側の対立の外に、当時大きな政治問題となっていた信託統治方式による朝鮮統治をめぐる左右両陣営の対立があったことを見逃すわけにはいかない。特に国大案反対紛争の後半においては、この問題が教育問題を離れて政治問題化していったといわれている。³⁸⁾

しかし一方において、同盟休校を解除し授業を再開する中で諸要求を貫徹していこうとする動きも出てきた。1947年2月9日に発表された国立ソウル大学校再建学生会（各単科大学の代表数十名から構成）の決議文はその代表的なものであり、まず1)アメリカ人行政官を有能な朝鮮人に移譲すること、2)12月18日附の軍政長官命令（休校令）即時撤回、3)教授陣を完備しその生活を保障し宿舍施設を充実させること、³⁹⁾を要求するものであった。同時に発表した声明文において「国大案反対もいいが、われわれにはもっと大きな課題がある。学ぶことのない民族に何の国権であろうか。盟休を口実に娯楽場に入出入りするのはなく、真に学ばねばならない。良心的学徒は学園を死守せよ。…」と訴えたのである。⁴⁰⁾

この声明を契機に事態はわずかながら解決の方向に歩み出したといえる。2月13日には軍政長官ローチがこれまでの強行政策を緩和し、南朝鮮過渡立法議院（議長・金圭植）の承認があれば、臨時理事会を改め朝鮮人10名から成る理事会を発足させてもよいと法令102号の改正を示唆した。さらに2月17日にはソウル大学校の教授・副教授・助教授の有志一同が大学人自身

による大学の運営を骨子とする次のような建議案を立法議院へ提出した。⁴²⁾

1. 理事会に大学教授3～4名を参加させる
2. 大学に評議会を置く（各単科大学に評議員2名と単科大学の学長、計27名で評議会を構成）〔筆者註・大学院は制度的には独立の機構となっていたが、評議員は割当てられていない〕
3. 各単科大学に教授会を復活させる
4. 教務処・学生処の最高責任者には教授を当て、その下に助教授と専任事務員を置く
5. 学校研究費を各科へ設定し、同時に研究論文出版費を計上すること

この建議は、まさに評議会・教授会を柱とする大学人による大学運営の宣言であり、これが立法議院に提出されて以来、学生を中心に展開されてきた「国大案」紛争も、一方の当事者である教授陣の活発な動きにより状況変化が生まれ、立法議院でも積極的にこの問題を取りあげるようになった。このような状況下で3月5日、文理科大学学生大会は彼らの要求事項に対する「当局の誠意と建設途上の多難な諸般の情勢を慎重に考慮し、盟休という非常手段を中止し、なつかしの学園に登校し研究に邁進する⁴³⁾」と声明し、ストライキ中止を決定したのである。法科大学、医科大学の学生会も文理科大学に続いてストライキの中止を決定し、学園は徐々にではあるが平静になっていった。

南朝鮮過渡立法議院も1947年3月13日の第30次本会議において、文教厚生委員会から上程された国大案修正案と学生盟休対策建議案について討議を開始し、3月14日の第31次本会議において、「大学運営と学問研究において学長および教授の建設的意見を十分考慮する」ことを骨子とする八項目からなる決議案を採択した。これをもって国大案紛争も一つの山を越し収束へ向うこととなり、3月20日には軍政法令102号第7条（理事会の機構等）の改正が正式に可決され（在籍議員60人中、可40人、否0人）立法議院制定法律第1号として1947年5月6日付で公布されたのである。⁴⁴⁾ 国大案紛争の最大の焦点であった臨時理事会が廃止され、朝鮮人9名から成る新理事会が5月6日付で発足することに

なった。⁴⁵⁾

盟休学生対策についても1947年6月13日、新しく構成された理事会において除籍学生の無条件復校の方針が決定され、8月14日各単科大学は合計3,497名にのぼる国大案反対学生の無条件復校名簿を発表した。⁴⁶⁾ 新理事会は7月29日、第二代総長として自国民から李春晷を選出したのである。このような経緯により、法令102号の公布以来約一年間続いた国大案紛争は、ひとまず終止符を打ったのであった。

最後に国立ソウル大学校の設立がなぜこのようにも難行したのかについて、いまいちど簡単にふりかえっておきたい。

事態を複雑にしたそもその原因は米軍統治下における文教当局の態度が曖昧であったことにある。医科系大学の再編に端を発したこの問題が、国立総合大学の設立に至るまでに文教当局の立場が二転三転したことはすでにみたとおりである。第二には、既存の専門学校は解放後単科大学に昇格することが文教部により承認されていたため、総合大学の傘の下で再編されることによって生じる既得権益の喪失に教職員が反発したことが挙げられる。第三に京城大学側は、表面的にはそうではなかったが自分達より質の面で劣る専門学校を吸収することにエリート意識からくる反発があったことは否定できない。第四に、理事会のあり方をはじめとする国大案の内容そのものが従来の大学運営とは異質のものであったばかりでなく、米軍政当局の行政行為が性急にすぎ民族感情を刺激することが多く、無用の摩擦を招いた。第五には南北分断統治下という政治状況において、信託統治反対運動にみられるような将来の統治形態をめぐる左右両陣営の争いが事態を一層複雑なものとしたといえる。

しかし結局はアメリカ留学経験者を中心とする文教部官僚（朝鮮人）が、一方においてアメリカ軍政当局の要求を入れつつ、他方において日本統治下の大学教育の影響を強く受けてきた大学人側の要求をも修正しつつ取り入れ国立ソウル大学校は設立されたとみることができよう。さらに解放直後の財源的にきわめて困難な時期に既存の官立専門学校をすべて大学に昇格

して国が維持管理していくことの現実的困難性が、統合再編の最大の原因であったことは今更いうまでもない。この面でも文教当局の国家的立場からの現実的判断が、既得権益擁護を第一とした大学人側を制したといえるであろう。また言論界を中心とする一般世論が、日帝的残滓の払拭から民主主義に立脚した世界的水準の民族の大学を創設するという文教部の基本方針をその大筋において支持したことも、国立ソウル大学校を成立させた要因の一つと考えられるであろう。このように、日本的なものからの脱皮という時代の大きな流れの中で国立ソウル大学校は設立されたといえるのである。

おわりに

以上、日本の植民地統治から解放された米軍統治下の朝鮮において、国立ソウル大学校がいかなる経緯を経て設立され曲りなりにも機能し始めるに至ったかについて、時間の経過を追って述べてきた。まとまった先行研究が皆無であることも手伝って、断片的に散在する記録の繋ぎ合せに終止せざるを得なかった。

本論では国大案紛争の一応の収束（1947年8月）までを取扱ったが、米軍統治下のその後の一年（1947年8月～1948年8月）にも、国立ソウル大学校は教授会と理事会との対立や文教部による思想統制と大学（学問）の自由をめぐるいくつかの事件が起っており、これらは本論で扱った問題以上に重要な問題ではあるが、それらの検討は他日を期す外ない。また、米軍統治下研究では不可欠とみなされる米軍側の資料を入手できず使用できなかったことは、本論を説得力の弱いものになっているが、この点も今後の研究課題としたい。さらに、敗戦後における日本の高等教育再編成との比較研究もアメリカの制度の受容パターンを探る意味で重要な今後の課題である。

ともあれ、国立ソウル大学校の設立をめぐる紆余曲折は、新しい制度の採択・樹立に伴なう不可避的な陣痛であったといえる。特にそれが米軍統治下というきわめて特殊な時期に性急に行なわれたために、新制度を支える理念としての民主化原理が「アメリカ化」と解され民族的

矜持と衝突することが多かったといえる。さらに南北分断統治下という政治的緊張状態の中で、特に1946年にはじまる信託統治案をめぐる左右両陣営の激しい争いは各種の学校の統廃合による新大学の建設という教育問題を政治闘争という別の次元の問題へとまきこんだ形となり、結果的には必ずしも得るところ多くない一年間の紛争に明け暮れることになったといえる。

しかしながらこの米軍統治下において争われた大学をめぐる国民的論議は、国民的教育熱の高さの証左でもあり、その後展開される大学問題の原点としての意義を失なうことはないといえよう。国立ソウル大学校は1948年の大韓民国成立後、管理運営面を中心にかんがりの制度的改編が加えられ今日に至っているが、その原型が形成されたのはやはり米軍統治下の3年間であったといえるのである。

（1976年1月5日）

〔註〕

- 1) 拙稿「韓国高等教育の改革動向」, 国立教育研究所紀要 第87集, 昭和50年, 42～44頁。
- 2) 京城帝国大学同窓会『紺碧遙かに一京城帝国大学創立50周年記念誌』, 昭和49年, 779頁。
- 3) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第2巻) 195～196頁。
- 4) 同前書, 495～497頁。
- 5) 同前書, 728～730頁。
- 6) 韓国教育10年史刊行会編『韓国教育10年史』, 1960年, 94頁。
- 7) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第3巻) 979～980頁。
- 8) 大学教授等級別標準資格(1946.12)

職名	学位	研究実績年数**	教育経験年数***
教授	博士	5年	12年
副教授	碩士*	4年	8年
助教授	碩士*	3年	8年
専任講師	学士	2年	4年

*1946年2月の学位令に基づく新学位で、アメリカの master degree に相当

** 専門学校卒業後の年数

*** 教育経験年数のうち半分は専門学校, 大学におけ

る経験が必要とされる〔標準資格としての学位と研究実績年数はどちらかを満たしておれば可とされた〕

- 9) 大学館(および学館)は今日の各種学校(高等教育レベルの)に相当するものであるが、当時の大学館は財政的・人的条件が整い次第大学に昇格することを目的として設立された機関であった。
- 10) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第1巻) 387頁。
- 11) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第2巻) 516頁。
- 12) 同前書, 786頁。
- 13) 同前書, 791~792頁。
反対理由は次のとおり。
1. 合併は不純な個人的謀略である。
 2. 医者不足の折から京城医専を廃止するのは常識はずれである。
 3. 京城大学医学部は設備に比して学生・患者が少ないとされているが、9月の新学期からは事情が一変する。
 4. 一都市一大学主義は近視眼的にすぎる。
- 14) 同前書, 849~850頁。
- 15) 同前書, 850~851頁。
- 16) 同前書, 851~852頁。
- 17) 同前書, 888~889頁。
- 18) 同前書, 889頁。
- 19) 同前書, 889頁。
- 20) 同前書, 889~891頁。
- 21) 同前書, 891~892頁。
- 22) 同前書, 894~895頁。
- 23) 同前書, 892~894頁(1946年7月23日付東亜日報が各界の人士に総合大学案の賛否を問うており、回答を寄せた21名中、賛成10名、反対6名、どちらでもない5名、となっている)。
- 24) ソウル大学校20年史編纂委員会『ソウル大学校20年史・1946—1966』, 1966年, 441~444頁。国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第3巻), 175~181頁。
- 25) 大学の一般的目的が制定されるのは、大韓民国成立後の1949年12月に制定された教育法においてであり、その第108条に次のように規定されている。
「大学は国家と人類社会発展に必要な学術の深奥な理論とその広範にして精緻な応用方法を教授研究し、指導的人格を陶冶することを目的とする。」
- 26) 南朝鮮過渡政府編纂『朝鮮統計年鑑(1943年)』, 1948年, p.210~211参照。
- 27) 吳天錫『韓国新教育史』(現代教育叢書出版社)

- 1964, p.416には、この総合大学校案は学務局内の韓国人職員(吳天錫氏はその中心人物であったとみられる)のイニシアチブで構想されたものでアメリカ側は終止受身的であったと記されている。
- 28) 京城帝国大学の運営も他の帝国大学と同様に「帝国大学令」(大正8年勅令第12号)によるとされており〔京城帝国大学に関する件(大正13年勅令第105)〕, したがって、評議会・教授会が大学の主要意志決定機構として機能していた。
- 29) 朝鮮の場合と同様に日本においても1948年10月文部省が国立総合大学総長会議に提出した「大学法試案要綱」(Outline of Proposed Law Governing Universities)は大学の管理運営のあり方をめぐって論議を呼んだが、同要綱にみられる「管理委員会」の性格は国立ソウル大学校の「理事会」と酷似している。
- 30) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第3巻) 294頁。
- 31) ソウル大学校20年史編纂委員会『ソウル大学校20年史・1946—1966』, 1966年, 62頁。
- 32) 同前書, 65頁。
- 33) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第3巻), 325頁。
- 34) 同前書, 329~331頁。
- 35) 同前書, 347~348頁。
- 36) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第4巻), 180~181頁。
- 37) 吳天錫『韓国新教育史』, 現代教育叢書, 1964年, 419頁。
- 38) ソウル大学校20年史編纂委員会, 前掲書, 13頁。
- 39) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第4巻), 224~225頁。
- 40) ソウル大学校20年史編纂委員会, 前掲書, 72頁。
- 41) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第4巻), 276頁。
- 42) 同前書, 286頁。
- 43) 同前書, 381~382頁。
- 44) 同前書, 444頁, 651頁。
- 45) 新理事9名のうち当日任命されたのは次の7名であり、文理大, 師範大, 芸術大の理事は不明。
・劉在晟(工大・竜山工作所社長)
・崔奎東(未詳・中東中学校長)
・安東源(商大・商工会議所)
・安鍾書(齒大・開業医師)
・李義植(医大・開業医師)
・徐光燾(法大・弁護士)
・李容勲(農大, 前水原郡守)

以上のように各理事は各単科大学の利益代表の形態となっており、後に問題を残すことになった。

(『ソウル大学校20年史・1946—1966』,16~17頁,参照。)

46) 国史編纂委員会『資料・大韓民国史』(第5巻), 221~222頁。(無条件復校学生数)

- ・文理科大学 { 学 部 21名 (特別謹慎条件附)
" " 118名
予 科 862名
- ・商科大学 { 学 部 81名
専門部 218名
- ・師範大学 { 学 部 148名
予 科 838名
- ・工科大学 { 学部・専門部 360名
高等部 213名

・法科大学 学部・専門部約 200名

・農科大学 { 学 部 148名
専門部 154名

・芸術大学 122名

・歯科大学 11名

・医科大学 { 学 部 206名
専門部 30名
予 科 7名

(これらを合計すると3,282名となるが、『ソウル大学校20年史』541頁によると3,497名となっている。この誤差は本註における法科大学の学生数が約200名となっていることからきていると考えられる。)

A Study on the Establishment of Seoul National University

Toru UMAKOSHI

Preface

1. Reorganization of the Korean Higher Education System under the U. S. A. Military Government (1945—1948)
2. Events Preceding the Establishment of Seoul National University
3. The Establishment Law for Seoul National University
4. Opposition to the Establishment Law

Conclusion

References

Under the U. S. A. military government, Seoul National University was established in 1946 with nine colleges and one graduate school as an amalgamated university for South Korea. The objective in this article is to make clear the process of the establishment of this university.

In the reorganization of Korean higher education, the military government started to unite the faculty of medicine of Keijo Imperial University with the Keijo Professional School of Medicine because of the financial burden involved in maintaining two national medical schools separately in the same city. However this attempt was interrupted by the faculty members who wanted their faculty or professional school to obtain a higher status. In view of these circumstances, the educational authorities changed their original plan and

began to plan for the policy of the establishment of a large national university, through consolidating Keijo Imperial University and the ten professional schools located in the Seoul area.

However this policy was not appreciated by the faculty members and students, primarily because the proposed Establishment Law for Seoul National University contained certain provisions that differed from the experience of the faculty members, many of whom had been educated in Japanese institutions. The Board of Trustees as a governing organ was very different from the decision making process conducted by a university council and faculty meetings that had prevailed during the period of Japanese rule. In response to the opposition, some modifications from the American style of university management were made, but nevertheless the final result was the establishment of the new Seoul National University purged of Japanese influence.

Our analysis traces the factors effecting this final outcome, especially the confrontation between the conservative faculty members and the progressive education authorities who were backed by the U.S.A. military authorities; other important elements were the popular sentiment in favor of a large-scale university purged of Japanese influence and the role of the mass media which tended to favor the reform.